

全青司2022年度会発第41号
2022年10月18日

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会
会長 内田 雅之
東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
Email info@zenseishi.com
URL <https://www.zenseishi.com/>

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見書

民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案について、当協議会は以下のとおり意見を提出する。

【意見の対象となる項目】

「第1 民事執行 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第2 民事保全 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第3 破産手続 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続」につきこれと同様の項目

「第5 非訟事件 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第6 民事調停 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第7 労働審判 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第8 人事訴訟 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」

「第9 家事事件 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申立て等の可否」並びに「第10 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)」及び「第11 その他」につきこれと同様の項目

【意見の趣旨】

民事執行その他の各種手続において、裁判所に対する申立て等についてインターネットを用いてすることができるようにすることに対しては賛成であるが、代理人によらずに本人自らが申立て等についてインターネットを用いてする際に、司法書士による裁判書類(電磁的記録)の作成を依頼した場合には、当該司法書士にも事件管理システムへのアクセス権限を適切な範囲で付与すべきである。

【意見の理由】

民事執行その他の各種の裁判手続における申立て等についてインターネットを用いてすることができるようになれば、申立人等にとっては、地理的・時間的な制約が無くなり、裁判所までの移動や書面の印刷、郵送作業等における時間的・経済的な負担も減少し、裁判手続の迅速化及び効率化に資するものとなるから、申立て等についてインターネットを用いてすることができるようにすることについては賛成である。

民事訴訟手続については、先に、手続のIT化を内容とする法律(民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号))が本年5月18日に成立し、同手続における申立て等についてはインターネットを用いてすることができるようになることから、同様に、裁判所における他の各種手続についても、これと足並みを揃えて、インターネットによる申立て等を可能としていくべきである。

ところで、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」によれば、インターネットによる申立て等の具体的な方法は、今後構築される裁判所のシステムを通じて行うことが想定されているとのことである。そして、利用者の便宜のため、システム上、申立て等に利用することができる定型的なフォームを用意し、当該フォームに必要事項を入力することにより申立て等を行うことができるような仕組みを導入することも議論されているようである。

従前より、当事者本人が裁判手続の申立て等をする場合は、裁判所に提出する書類の作成を自らがを行い、書類の提出から事件の管理まで全てを自ら行う者も一定数存在するが、裁判手続における手続の選択や意思決定等は自らが行いながらも、手続に必要な書類の作成や提出の代行、事件管理の支援等は法律専門職である司法書士に、司法書士法3条1項4号の業務及びその付随業務として依頼する者も相当数存在する。

裁判手続に自ら関与していきたいが、自身に不足するかもしれない法律専門的知識等の補充・支援を司法書士に求めて、裁判手続において不利益を被らないようにするために機能している形と言える。

なお、令和3年に公布され、間もなく施行となる、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）に規定される相続登記義務化の影響により、相続登記を依頼された司法書士が、依頼者から相続放棄、特別代理人選任申立てなどの家事事件手続に関する家庭裁判所提出書類の作成を依頼される機会が増加することも想定されるところである。

このような後者の形での本人申立て等による裁判手続をIT化後も機能させていくためには、裁判所の事件管理システムに、上記のような事務及び支援を可能ならしめる適切な範囲に限って、依頼を受けた司法書士にもアクセスできる権限を付与すべきである。

なお、前記のとおり、事件管理システム上に、申立て等に利用することができる定型的なフォームが用意され、当該フォームに必要事項を入力することにより申立て等を行うことができるような仕組みが導入された場合には、裁判所に提供する電磁的記録の作成を依頼された司法書士は、システムへのアクセスができないと、そもそも電磁的記録の作成さえ行うことができないという結果となる。

また、裁判手続の I T 化を促進していくためには、代理人等による申立て等のほか、本人申立て等において、インターネットによる申立て等の利用を押し進めていく必要があるが、司法書士が依頼を受けて、事件管理システムへのアクセスを行い、電磁的記録の作成、提出等を行うことにより、I T 面に苦手意識のある申立人等も、インターネットによる申立て等を選択しやすくなり、自ずから本人申立て等における I T 化の促進にも寄与することとなる。

一方で、このような意見に対し、非弁護士行為の温床となるなどの反対意見も想定されるが、むしろ、I T 化に伴う非弁護士行為への対応としては、本人以外の第三者が本人の I D ・パスワードを利用することを防ぐ事に注力すべきであり、事件管理システムへの本人以外の第三者のアクセスを防ぐ制度的な担保が必要であると考えられる。そのため、事件管理システムへのログイン I D ・パスワードについて、本人から第三者に提供されることのないよう、罰則を設ける等の制度的な対応のほか、二段階認証等アクセスにあたっての本人確認の手法の検討を進めていく事が必要であると考えられる。その上で、法律において裁判所提出書類の作成を認められている者に対して、その者が関わる手続がインターネット申立てを阻害されることがないように、独自のアクセス権限を認めることが必要であると考えられる。このことにより、司法書士が適法に裁判所提出書類作成を行うことができる職能であることを周知することで、結果的に作成権限のない者が依頼を受けることを抑制する契機となる可能性もあり、システム上手続代理人との区分けが行われることによって、その権限がより明確となると考えられる。

以上の趣旨であるから、民事訴訟手続における同様の手当も含め、裁判手続において、代理人によらずに本人自らが申立て等についてインターネットを用いてする際に、司法書士による裁判書類（電磁的記録）の作成を依頼した場合には、当該司法書士にも裁判所の事件管理システムへのアクセス権限を適切な範囲で付与すべきである。

【意見の対象となる項目】

「第3 破産手続 7 公告」

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。また、(注2)の記載に関して、個人破産者に関する公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことを検討すべきである。

【意見の理由】

破産法が手続の開始決定を官報に公告する趣旨は、「債権者、債務者その他の多数の利害関係人に大きな影響を与えることから、裁判所は本条に定める公告等により、これを周知して、権利行使の機会を与えるとともに、第三者が不測の損害を被らないようにしたものである」(日本評論社『新基本法コンメンタール破産法』80頁)。

この「第三者の権利行使の機会を与える」という手続的必要性により紙面の官報に、破産者の氏名・住所が掲載されることになるが、独立行政法人国立印刷局により官報掲載情報がインターネット上で公開された結果として、現に手続終了後も不当に別サイトに二次掲載され、現実に掲載当事者や家族が不利益を被るなどの問題が多数生じている。

このように官報紙面による破産公告の一過性の性質がインターネット社会においては大きく変化していると捉え、その課題の克服こそを検討すべきである。甲案のように官報公告に「加えて」、裁判所のウェブ公告を行うことを必要とするような立法事実は無く、国民感情としても到底受け入れ難いものとする。そのため特段の規律は設けないとする乙案に賛成する。

また、破産手続のIT化において、こうしたインターネット社会の負の側面を踏まえて、特に個人破産者については、官報公告の廃止も含めて、破産公告のあり方を見直すべきである。なお、この点については、当協議会が法制審議会部会に提出した令和4年6月24日付「破産公告等に関する意見書」(別添)において詳細に述べており、参照頂きたい。

【意見の対象となる項目】

「第9 家事事件 1 裁判所に対する申立て等 (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け イ 家事事件の手續において裁判所から選任された者」

【意見の趣旨】

イにつき、乙案に賛成する。

【意見の理由】

成年後見に関する事件においては親族や市民が後見人等に選任されるケースも多く、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても市民後見人の育成・活躍支援や親族後見人の支援は制度の担い手の確保・育成等の観点から優先して取り組む事項として位置付けられている。

先に改正された民事訴訟法において、委任を受けた訴訟代理人はインターネット申立てを義務付けられているが、これは、業として訴訟代理を遂行する者は、その専門性や反復継続性によりその適正が一定程度担保されるからであり、いわゆる本人訴訟については義務化の対象外となっている。

以上を踏まえると、裁判所から選任された者に対して、一律に申立て等をインターネットを用いてすることを義務付ける甲案は、結果的にインターネットに不慣れな親族・市民後見人の登用を阻む要因になる危険性もあり、後見制度の健全発展の視点から妥当とは言えない。専門職後見人を中心に容易にインターネット申立てが可能な者から利用促進を進め、共同後見等の制度を活用し、親族・市民後見人に対しても徐々に普及促進を図るというのが妥当である。よって、乙案に賛成する。

【意見の対象となる項目】

「第9 家事事件 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」

【意見の趣旨】

- (1) 丙一2案に賛成する。
- (2) イについて甲案に賛成する。

【意見の理由】

今般の法改正の趣旨に鑑みると、いずれの事件類型についても、原則として、全件について提出された書面等及び記録媒体を電子化することがIT化の促進の観点から望ましいと考えられる。

しかし、家事事件は、身分関係の変動に関するセンシティブな情報や、特に慎重に保護すべきプライバシー情報を扱う関係上、記載内容が他に知れることで、当事者またはその法定代理人の心身の安全が脅かされる状況におかれることや特定の個人の尊厳を深く傷付ける場合も想定される。

また、氏名の変更、相続の放棄、後見開始の審判などの家事事件手続法別表第1に掲げる事項に関する事件（別表第1事件）は、民事訴訟等と異なり相手方のある事件ではなく、公益に関するため、家庭裁判所が国家の後見的な立場から関与するものであり、裁判所での手続によることでしか解決できない事件を扱うという特徴を持つ。このため、電子化を行うにあたり懸念される事項の一つである、プライバシー情報を含む書類の電子化及びその管理については、広く国民が安心して手続を利用できる内容の規律が求められる。さらに、事件類型が多様であり、当事者が複数であったり、個別の事情を考慮すべきであったりする事件が多いことから、柔軟な運用を可能とすべきであると考えられる。

以上のことから、(1)については丙一2案、(2)イについては、甲案が相当であると考えられる。

以 上

<別添資料>

全青司2022年度会発第21号

2022年6月24日

法制審議会

民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会

部会長 山本和彦 様

破産公告等に関する意見書

全国青年司法書士協議会

会長 内田雅之

東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

E-mail info@zenseishi.com

URL <https://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2400名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体であり、これまで長年に亘って多重債務問題の抜本的解決に取り組んできた。

現在、貴部会において議論されている倒産手続のIT化に伴う破産公告の見直しについて、いわゆる「破産者マップ事件」等の発生により当事者の生活再建が阻害されることを防ぐ観点から以下の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1. 破産法に規定されている「公告」に関して、債務者が法人でない破産手続については廃止し、知っている債権者に対して個別に通知することで足りるとする規定に改めることを求める。
2. 民事再生法上の小規模個人再生・給与所得者等再生手続における「公告」を廃止し、知っている債権者に対して個別に通知することで足りるとする規定に改めることを求める。
3. 仮に、上記の意見が採用されない場合であっても、上記各手続において、裁判所のウェブ公告を行う場合は、公告期間の制限、二次利用禁止の明示、複製防止等を施す等の各種措置を講じた上で、官報公告については廃止し、個人情報が入り込んでいることを防止することを求める。

第2 意見の理由

1. 貴部会における議論

現在、法制審議会貴部会において倒産手続のIT化について議論されているが、法務省ホームページにおいて公開されている貴部会資料3・11頁において「(3) 公告 破産手続等における公告について、官報に掲載してすることに加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとらなければならないこととすることについて、どのように考えるか。(注) そのほか、破産手続等における公告の見直しについて、どのように考えるか。」と記載されている。

今回、破産手続等における公告について、官報公告に「加えて」、インターネット公告を行うという提案がなされているが、そのような立法事実があるのか、つまりは現在の官報公告の問題点や課題をインターネット公告により解消すべきかという視点が最も重要であると考えられる。

2. 「破産者マップ」等の出現及びインターネットにおける官報の公開に関する問題点

この立法事実を検討するにあたり、平成31年3月中旬ごろ、インターネット上に「破産者マップ」というWEBサイト（以下、「破産者マップ」という。）が公開されたことが大きな問題となった。

この破産者マップは、過去に破産手続開始の決定及び再生手続開始の決定等（以下、併せて「破産手続開始の決定等」という。）を受け官報にて公告がされたその公告内容をデータベース化し、Googleマップというインターネット地図上にピンと呼ばれるしるしをつける形で表示させることで、過去に破産手続開始の決定等を受けた方々を地図上で容易に確認することができるようにしたものであった。

過去に破産手続開始の決定等を受けたという事実は、これを経験した方々にとって他人に知られたくない情報である。たとえ一度公告されている情報だとしても、みだりに開示されたくないと考えることが自然であり、「破産者マップ」の出現によって破産者等が受けた精神的苦痛は察するに余りある。同サイトの閉鎖後も、「モンスターマップ」「真実マップ」など同様のサイトが出現しては閉鎖することを繰り返しており、本日現在、現存しているサイトもある。

内閣府は、独立行政法人国立印刷局のWEBサイト「インターネット版官報」において、過去30日分の官報情報を無料で閲覧できる状態にし、また、「官報情報検索サービス」において、昭和22年5月3日以降の官報を検索・閲覧できる有料サービスを提供している。そして、それら提供されている情報の中には、破産者等の住所や氏名などの個人情報が含まれており、利用料さえ払えば、世界中の誰でもそれらの情報にアクセスし、取得・利用することができる状況にある。破産者マップは、この、「インターネット版官報」および「官報情報検索サービス」に掲載されていた個人情報をもとに作成されたものと推測される。

当協議会では、「破産者マップ」の出現以降、被掲載者の方々を対象とした無料の電話相談を実施しているが、そこには、自身の破産経歴によって子どもがいじめられ転校を検討せざるを得なくなるなど家族の生活に深刻な影響を与えることを危惧する声や、職場の同僚に知られてしまったことによって退職を余儀なくされ、体調に異変をきたし生活がままならなくなっているという悲痛な相談が多く寄せられており、看過できない問題となっている。また、現行の官報公告制度に対する不満や問題提起なども少なくない。

3. インターネット社会における公告の性質の変化

破産法が手続の開始決定を官報に公告する趣旨は、「債権者、債務者その他多数の利害関係人に大きな影響を与えることから、裁判所は本条に定める公告等により、これを周知して、権利行使の機会を与えるとともに、第三者が不測の損害を被らないようにしたものである」（日本評論社『新基本法コンメンタール破産法』80頁）また、個人再生についてもその趣旨は同様である（伊藤眞『破産法・個人再生法』〔第5版〕876頁）。つまり、破産手続等における公告は、債権者その他利害関係人が権利を行使できる期間掲載されれば、その目的を十分に達成すると言える。本来的に、破産手続等終了後も当該事実を公開し続けることは当然に予定されておらず、むやみに公開を続けることで、これらの情報をいたずらに取得し目的外利用する無関係の第三者が出現することは当然に予見し得るものであり、その結果、手続を必要とする方々にそれを躊躇させ、破産法の本来の目的である、債務者の「経済生活の再生の機会の確保」（破産法第1条）・「経済生活の再生を図ることを目的とする」（民事再生法第1条）を損なうことになることは本末転倒と言わざるを得ない。

現状、官報紙面の情報を一部（一時的に）インターネット公開している状態においても、個人情報への不正な二次利用の事件が生じたわけではあるが、何らの対策なく、機械的に裁判所のウェブサイトへ破産公告の掲載を行うことになれば、同様の被害が生じることが容易に予想される。

この点、「第三者の権利行使の機会を与える」という手続的必要性により許容される破産公告の一過性の性質が、容易に情報の取得・蓄積・再流通が可能であるインターネット上で公開されることにより変化していると捉え、その課題の克服を検討すべきであり、官報公告に「加えて」、裁判所のウェブ公告を行うという立法事実はなく、国民感情としても到底受け入れ難いものとする。

むしろ、倒産手続のIT化において、こうしたインターネットの負の側面を踏まえて、部会資料注釈に記載のある「破産手続等における公告の見直し」がまさに求められていると言える。

4. 意見1・2について（第三者の権利行使の機会とのバランス）

そこで、改めて、「破産手続等における公告の見直し」について検討すると、前述の公告の趣旨である「第三者の権利行使の機会」と、破産法第1条・民事再生法第1条に掲げられた「経済生活の再生」の理念及び、憲法第13条で保障される幸福追求権内のプライバシー権に位置づけられると解釈されている「忘れられる権利」との均衡により手続の内容が決されるべきであると考ええる。

ここで、債権者の権利行使の機会を検討すると、特に個人破産の場合は、実務上も申立人の申出及び信用情報機関に対する調査等で判明した債権者以外が存在する事例は少なく、また、官報公告のインターネット公開により事実上誰でも閲覧可能な破産公告により、新たに債権者より申出があるのか・申出を行う債権者の属性などは司法統計上は明らかにされておらず、破産者の生活再建を犠牲にしてまで公告を維持すべきという論拠としては採用しがたい。

また、破産法第253条において、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった債権者については、免責許可の決定の効果が及ばないと規定されていることから、申立人の失念によって債権者名簿に記載しなかった場合も同条により免責許可の決定の効果が及ばないと解されている。このため、実務上、免責許可決定後に債権者名簿に記載されなかった債権者が、公告により免責の効果が及ぶものではないとして、個別に権利行使を行う事例は多数存在している。このことから、公告を廃止したとしても、特に配当の見込めない同時廃止などの個人破産手続については、債権者の権利行使機会は必ずしも奪われない。なお、個人再生についても同様に手続に漏れた債権者は、民事再生法第232条により他の届出債権と同様に変更されるものの、失権はしない。

以上の通り、多数の債権者を調整する必要がある大規模な法人破産とは異なり、個人破産においては公告が手続上必要不可欠とは言い難い状況である。一方で、手続が終了して以降も、複製等により劣化しないデジタル情報として半永久的に公開される状態に置くことは、破産者等に対する制裁以外の何物でもなく、破産法の理念に強く反する。

以上を踏まえ、破産法および民事再生法に規定されている「公告」（破産法第32条第1項等）に関して、個人が債務者となる手続については廃止し、知れている債権者に対して個別に通知する（破産法第32条第3項等）ことをもって足りるとする規定に改めることを求める。

5. 意見3について（不正な二次利用の防止）

仮に上記の意見が採用されない場合であっても、前述した通り、官報公告とウェブ公告を併存させる必要性は無く、破産法の目的との関係においても、最低限の公表期間が過ぎさえすれば、後はインターネット上でいつまでも公開し続けることは慎むべきであるから、他にも多様な公告事項を掲載していることを理由に、こうした対応が柔軟にできない官報公告を廃止し、より柔軟に対応のできる裁判所のウェブ公告に一本化すべきである。

また、裁判所のウェブ公告に移行する場合も、掲載情報の二次利用禁止を明示し、複製防止の技術的措置や、「第三者の権利行使の機会を与える」という手続的必要性により許容される一定期間後の情報削除（例えば、部会参考資料3の35頁にある通り、ドイツでは債務者が消費者である場合には、2週間経過後は情報呼び出すには倒産裁判所の特定及び債務者の特定情報が必要となり、倒産手続の終結等から6ヵ月経つと削除される）といった対策を施し、不正に二次利用されることを防止することを求める。

また、公開を続ける以上は、同時に個人の破産および再生手続の経歴やいわゆる信用情報を、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める「要配慮個人情報」に含めるような対策も必要であると考えられる。

この点、同様の動きとして、「第三者の権利行使の機会の確保」として会社・法人の登記情報が公開されているが、個人情報の保護等の観点から、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正が行われ、インターネット上で閲覧可能な登記情報提供サービスにおいては、令和4年9月1日より会社・法人の代表者等の住所を一律で表示しない変更が行われる。このように手続的必要性がある場合であったとしても、インターネット上で際限なく住所・氏名を公開する制度を改めており、裁判所のウェブ公告に移行する場合も同様の対策は十分に取得できるものと考えられる。

なお、破産法の改正を議論する貴部会に対する意見の本論から外れるために詳述は避けたいが、官報公告のインターネット公開に対する問題意識については、当協議会が令和2年2月17日に発出した「破産者等の個人情報に配慮した対応及び法整備を求める申入書」(<https://www.zenseishi.com/opinion/2020-02-17-01.html>)において詳細に述べており、参照頂きたい。

第3 最後に

当初出現した「破産者マップ」は既に閉鎖されているものの、同様のWEBサイトがいくつも出現し、匿名掲示板への書き込みが相次ぐなど、問題は一向に収束しないばかりか、海外の匿名サーバーを利用することで運営者の特定を困難にするなど、事態は深刻化している。そして、これらは全て、破産手続開始の決定等が「インターネット版官報」によって公開され、手続が終了した後も不必要にインターネット上で閲覧可能とされていることに端を発し、結果的に半永久的に破産者等の情報が晒されてしまう結果になっているものである。

この状況を踏まえ、破産者等の個人情報が、不必要に複製・拡散されないような検討・取り組みが早急に求められている中で、官報公告に加え、安易に裁判所のインターネット公告を行うことは社会的要請に逆行するものである。倒産法「IT」化を検討する法制審議会部会であるからこそ、インターネット社会におけるプライバシー保護と手続的必要性の妥協点を真正面から検討することが求められている。

よって、意見の趣旨記載の通り、破産公告等の見直しを求める次第である。